

利用日と利用時間

1. 休場日

当センターの休場日は、以下のとおりです。

但し、特に必要があると認めるときは、これを変更し、または臨時に休場日を定める場合があります。

展示室・会議室の休場日 1月1日から同月3日まで 12月29日から同月31日まで

- 休場日のほかに全館の保守点検・修理・停電等により、施設の利用及び建物内への入場をお断りする日があります。
- 日曜日若しくは土曜日または国民の祝日に関する法律に定める休日に展示室の利用がない場合は、会議室を休場日とする場合があります。

2. 開場時間

開場時間（催事の会期 来場者の入場時間）は、以下のとおりです。

展示室・会議室の開場時間は、午前9時から午後5時まで

- 開場時間外の利用については、次の「開場時間外の利用承認」に定める場合にかぎり、一定の延長利用ができます。
- 会議室の半日利用の場合は、正午から午後1時の間は利用できません。

3. 開場時間外の利用承認

展示室または会議室の開場時間外の利用（以下「時間外利用」という。）を承認する事由及び時間は、原則として次のとおりです。時間外利用は、別途利用料金がかかります。

[時間外利用できる事由]

開場時間と接続して、

- ・見本市、展示会等の開催に係る展示品の搬入・搬出、点検、整備、入替え等
- ・展示品に関する説明または書類の整理、造作の取り付け、撤去等

[時間外利用できる時間]

見本市、展示会、商談会の会期中に係る書類等の整理及び展示品に係る説明等

時間外の利用時間は、午後5時から午後6時まで

展示品の搬出入、装飾の施行及び撤去等

時間外の利用時間 午前7時から午前9時まで／午後5時から午後8時まで

- ・展示室等の時間外利用を希望する場合は、予め「催物のあらましと利用内容」に記入し、事前の承認を受けてください。
- ・会議室の時間外利用については、展示室との併用に限って、展示会場使用終了時刻までの時間外利用ができます。
- ・会議室単独の利用申込みの場合は、時間外利用はできません。